

令和元年度

第7回芽室町教育委員会会議
(公開用)

令和元年8月27日

芽室町教育委員会

会議録

令和元年8月27日第7回芽室町教育委員会会議を芽室町中央公民館2階図書資料室で開催した。

○開会時間 15時30分

○閉会時間 16時22分

○出席委員	教育長職務代理者	西 村 嘉 博
	委員	山 口 祥 子
	委員	田 口 聰 明
	委員	鳥 本 和 宏

○欠席委員 なし

○出席職員	教育長	武 田 孝 憲
	学校教育課長	松 浦 智 幸
	社会教育課長	日 下 勝 祐
	図書館長兼図書館係長	藤 澤 英 樹
	学校教育課総務係長	中 田 雅 彦
	社会教育課社会教育係長	大 石 秀 人
	社会教育課スポーツ振興係長	大 橋 肇

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 前会議録の承認
- 日程第 3 教育長の報告
- 日程第 4 報告第 13 号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
- 日程第 5 報告第 14 号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）
- 日程第 6 議案第 27 号 令和 2 年度使用小学校用教科書用図書採択の件
- 日程第 7 議案第 28 号 令和 2 年度使用中学校用教科書用図書採択の件
- 日程第 8 議案第 29 号 令和 2 年度使用教科書用図書のうち学校教育法附則第 9 条に規定する教科書用図書採択の件
- 日程第 9 議案第 30 号 平成 31（令和元）年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果掲載の件（非公開）
- 日程第 10 議案第 31 号 芽室町公の施設に係る指定管理者選定の件
- 日程第 11 議案第 32 号 令和元年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）

◎日程第 1 「会議録署名委員の指名」

○武田教育長 本日の委員会の出席は、全員の 5 名であります。

教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

それでは、第 7 回の教育委員会議を開会いたします。

それでは早速、議事に入りたいと思います。

日程第 1 「会議録署名委員の指名」についてでありますけれども、本日の会議録署名委員は、鳥本和宏委員によろしくお願ひをいたします。

◎日程第 2 「前会議録の承認」

○武田教育長 次に、日程第 2 「前会議録の承認」でありますけれども、別紙議事録のとおりということで御異議ありませんでしょうか。
(「ありません」と発する声あり)

○武田教育長 異議なしと認め、前会議録については承認をいたします。

◎日程第 3 「教育長の報告」

○武田教育長 次に、日程第 3 「教育長の報告」についてであります。

私からは、本日資料を配付しておりませんけれども、7 月 26 日に開催されました第 2 回公立高等学校配置計画についての検討協議会ということで出席をしてまいりました。4 月に開催した第 1 回の地域別検討協議会後、5 月 1 日現在の中卒者の状況では、第 1 回の協議会で出された意見等

を踏まえた中で作成した配置計画案ということで、今後の見通しについて説明がされたところあります。

本道の中卒者数は総じて減少傾向にある中で、新たな高校教育に関する指針に基づいて、中卒者数の増減に適切に対応した中で、教育の水準の維持・向上などを図る観点から地域の実情、私立高校の配置状況等を考慮しながら、定員の調整や再編整備を行うというふうにされているところあります。

配置計画においては、十勝学区における概要としては、令和3年度の十勝学区において、帯広柏葉高校で7学級から6学級に1学級減の計画とされているところあります。今後、協議会の意見を踏まえた中で、9月に最終決定した計画が示されるということになっておりますので、またそのときにはお知らせをしたいというふうに思っております。

次に、第12地区の教科書採択教育委員会協議会についてありますが、8月6日の第6回協議会におきまして、令和2年度から使用する小学校における新たな教科書が決定をいたしました。また、これを含めまして、令和2年度使用の中学校学校教育法附則第9条の教科用図書採択についても、議案として提案をされておりますので、本日議案として後ほど審議をお願いしたいというふうに思っているところあります。

続きまして、学校教育課所管事業、社会教育課所管事業で事務局から特に報告することがあれば、お願いをいたします。

学校教育課長。

○松浦学校教育課長　学校教育課所管事業の主なものについて御報告させていただきます。

7月26日ですけれども、町内の小中学校長会議臨時会議を開催しております。内容につきましては、教職員の服務規律の厳正な保持についてということで、夏季休業期間が開始されました後に、教職員による交通事故案件が続いたということで、臨時の校長会議を開催している次第でございます。

その他、特に報告事項はございません。

○日下社会教育課長　社会教育課の所管事業の主なものについて説明いたします。

7月29日から8月1日にかけて、少年少女国内研修ということで、揖斐川に研修に行ってございます。5・6年生14人で参加をいたしました。

7月26日から8月2日にかけて、寺子屋めむろの小学生、3年生から6年生で64人が参加してございます。

次のページ、8月8日から9日にかけて、わんぱくキャンプを実施しておりまして、1年生から6年生38人が参加してございます。

また 18 日、北海道日本ハムファイターズの応援バスツアーということで、小中学生並びにその保護者を対象に、49 名の方が参加してございます。

8 月 22 日、コミュニティスクールに係る茅室町町民活動支援センター加盟団体との意見交換会を開催しました。35 名の方が参加してございます。

8 月 23 日から 25 日にかけて、埼玉県熊谷市で全国社会人ゲートボール大会がありましたけれども、これに役場のチームとして職員 7 名が参加してございます。

以上であります。

○武田教育長 ただいま報告がありましたけれども、特別何か質問等ございますか。

西村代理。

○西村教育長職務代理者 学校教育所管と社会教育所管で、寺子屋めむろの開催の方法が、これは小学校は社会教育のほうですけれども、中学校は学校教育のほうですけれども、これは何か意図があつたのでしょうか。

○武田教育長 学校教育課長。

○松浦学校教育課長 中学生に関しましては、学校教育課のほうで人数等を取りまとめて、指導助手の先生が中学生の実習というか、それぞれ課題を持ってきたものを見守ってあげるようなスタイルで行っています。

なお、今年は 3 日間で 13 人の希望者がおられました。ただ、3 日間とも出席していない方もおられますので、延べでは 25 の方に参加をいただいているということで、学校教育課のほうで中学生に関しては事務報告で掲載させて報告をさせていただいております。

○西村教育長職務代理者 わかりました。

○武田教育長 ほかに何かございますか。

(「ありません」と発する声あり)

○武田教育長 特にないということで、それでは議件に入らせていただきたいと思います。

◎日程第 4 「報告第 13 号就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」

○武田教育長 日程第 4 「報告第 13 号就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」について、説明を願います。

学校教育課長。

○松浦学校教育課長 日程第 4 「報告第 13 号就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」について御報告をさせていただきます。

学校教育法第 19 条に規定する経済的理由によって、就学困難と認めら

れる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づきまして、必要な援助を行うことといたしましたので、報告をさせていただきます。

1ページをご覧いただきたいと思います。

8月の認定総括表になっております。8月は申請世帯が3世帯、認定世帯が2世帯となっておりますけれども、下のほうにありますとおり認定廃止世帯が1世帯あるために、プラスマイナス2世帯となっております。要保護世帯が1世帯、準要保護世帯が1世帯、先ほど言いましたように、認定廃止世帯が準要保護世帯ですので、ここでも差し引きプラスマイナスしまして1世帯という形になっております。

準要保護の認定者数につきましては、今申し上げました認定廃止世帯がございましたので、その分がマイナスと、あと1世帯、これは学校区分が変わっていますから、町内移動された方がおられたものですから、芽小から西小校区に変わった方がいて、ここでも人の動きがございました。準要保護認定者数については、8月分としてはプラスマイナスゼロですけれども、中学生が一人増となっております。

続きまして2ページをご覧いただきたいと思います。

総括表ですけれども、トータルといたしまして、先月よりも3世帯増の195世帯の申請世帯となっております。認定世帯は、先ほど言いましたように認定廃止世帯がありますので、プラス2ということで164世帯。要保護世帯、準要保護世帯も前月に比べまして、それぞれ1世帯ずつ増となっております。

あと変わっているところで申し上げますと、認定廃止世帯が先月よりも1世帯増となっております。人数についても、小学生の総数は変わらず、中学生が一人増えて、総体で250人ということで、認定率は14.3%となっております。

また、表の一番下にあります要保護につきましては、先月よりも1人増の、芽室小学校で1人増の2人ということで、トータル3人となっております。

以上で、報告を終わります。

○武田教育長 説明が終わりましたので、何か質疑があれば受けたいと思います。

よろしいですか。

(「ありません」と発する声あり)

○武田教育長 特になければ、報告第13号については報告のとおりといたします。

◎日程第5「報告第14号芽室町奨学金貸付の件」

○武田教育長　日程第5「報告第14号芽室町奨学金貸付の件」については、公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項に当たりますので、非公開としたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

(「よろしいです」と発する声あり)

○武田教育長　異議なしと認め、非公開といたします。

以下、非公開

◎日程第6　「議案第27号令和2年度使用小学校用教科用図書採択の件」

○武田教育長　続きまして、次に日程第6「議案第27号令和2年度使用小学校用教科用図書採択の件」について、説明を願います。

○松浦学校教育課長　日程第6「議案第27号令和2年度使用小学校用教科用図書採択の件」について御説明をさせていただきます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定に基づき、令和2年度使用の小学校用教科用図書を採択しようとするものでございます。

皆様の議案の15ページをお開き願いたいと思います。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の抜粋です。このうち13条ですね、下のほうですけれども、教科用図書の採択とあります。教科用図書の採択につきましては、種目、この教科の範囲ですけれども、それごとに1種の教科用図書について行うというふうになっております。

また、16ページですけれども、14条で同一教科用図書を採択する期間というふうなことで、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものというふうに法律上の位置づけとなっています。

17ページをお開き願います。

法に基づきまして、その施行令ですけれども、まず14条につきましては、その教科用図書の採択の時期ですけれども、14条规定のとおり、使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度、来年度であれば今年度の8月31日までに行わなければならないとなっております。

また、15条では、先ほどの法の第14条の一定期間についての定めでございます。同一の教科用図書を採択する期間につきましては、4年という定めになっております。

18ページをお開き願います。

18ページは、本町の学校管理規則の抜粋で、第41条は教科書の採択についての規定でございます。御存じのとおり、教科書につきましては、帶広市を除く18町村によります第12地区教科書採択教育委員会協議会にお

いて、この採択を行っておりまして、この決定に基づき、委員会が採択するという定めになっております。

これら法の基準に基づきまして、ページ 11 ページにお戻り願います。

令和 2 年度に使用する小学校用教科用図書の採択についてということで、先ほどの法の規定に基づきまして、教育長報告がありましたとおり、令和元年 8 月 6 日に開催されました第 6 回第 12 地区教科書採択教育委員会協議会で決定した教科用図書を次のとおり採択しようとするものでございます。

表にありますとおり、小学校の教科用図書につきましては、種目として国語から道徳まで、それぞれ記載のとおりとなり、発行者名についても国語が教育出版株式会社、以下記載のとおりの発行者名の教科用図書を採択しようとするものでございます。

また、12 ページから 14 ページにかけましては、採択結果として、その採択理由などの一覧を掲載しております。内容につきましては、それぞれご覧をいただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○武田教育長 ただいま説明が終わりましたので、これより質疑があれば受けたいと思います。

結果的には、今使っている教科書からの変更はなかったということでお押さえていただければと思っております。特にありませんか。

(「ありません」と発する声あり)

○武田教育長 特にありませんので、お諮りしたいと思います。

議案第 27 号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんでしょうか。

(「ありません」と発する声あり)

○武田教育長 異議なしと認め、議案第 27 号は原案のとおり可決をいたしました。

◎日程第 7 「議案第 28 号令和 2 年度使用中学校用教科用図書採択の件」

○武田教育長 日程第 7 「議案第 28 号令和 2 年度使用中学校用教科用図書採択の件」について、説明を願います。

学校教育課長。

○松浦学校教育課長 日程第 7 「議案第 28 号令和 2 年度使用中学校用教科用図書採択の件」について御説明をさせていただきます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条及び第 14 条の規定に基づき、令和 2 年度使用の中学校用教科用図書を採択しようとするものでございます。

先に 19 ページをお開き願いたいのですけれども、議案の訂正で大変申しわけございません。19 ページの上から 2 行目でございますけれども、令和 2 年 8 月 6 日となっておりますけれども、令和元年の誤りでございまして、大変申しわけございません、御訂正をいただければというふうに思います。

令和 2 年度に使用する中学校用教科用図書の採択につきましても、先ほどの小学校用教科用図書と同様に、法の定めに基づき、それぞれ採択をしていくわけですけれども、中学校用教科用図書につきましては来年度が採択の年で、これまで採択をしている教科書を、来年も 1 年間はそのまま継続して採択するということで、第 12 地区教科書採択教育委員会協議会で決定をしております。

のことから、さきに開催されました 8 月 6 日の協議会で決定した教科用図書につきましては、表にありますとおり中学校の種目、国語から英語までのものについては、これまで採択をしていた教科用図書を継続して来年度も使用することで採択をしており、特別の教科道徳につきましては、平成 30 年、一昨年ですけれども 8 月 3 日に開催されました協議会で決定した教科用図書ということで、その教科書を引き続き採択をするということで決定をしております。

なお、20 ページから 22 ページの中段までが、先ほど言いましたこれまで、さきに 4 年間使用しておりましたけれども、その段階の採択理由一覧となっておりまして、22 ページの下段にありますけれども、道徳につきましては、これは本年度から使用する教科用図書として昨年の採択したときの結果の採択理由書を参考に添付をしているという状況でござります。

以上で説明を終わります。

○武田教育長 ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を受けたいと思います。

期間は 4 年ということなのですけれども、新学習指導要領の本格実施が 1 年伸びているということもあって、その間は同じ教科書を使いましょうという決定が教育委員会の中でされたということです。

(「ありません」と発する声あり)

○武田教育長 それでは、お諮りしたいと思います。

議案第 28 号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんでしょうか。

(「ありません」と発する声あり)

○武田教育長 異議なしと認め、議案第 28 号は原案のとおり可決をいたしました。

◎日程第8「議案第29号令和2年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書採択の件」

○武田教育長　日程第8「議案第29号令和2年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書採択の件」について説明願います。

○松浦学校教育課長　日程第8「議案第29号令和2年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書採択の件」について、御説明をさせていただきます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定に基づき、令和2年度使用の小学校及び中学校用教科用図書のうち、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択しようとするものでございます。

24ページをお開き願いたいと思いますけれども、下段ですけれども学校教育法の附則ということで第9条を掲載させていただいております。

第9条の後段部分から、「特別支援学校においては、当分の間、教科用図書以外の教科用図書を使用することができる」というこの附則の定めがございまして、特に特別支援学級については障害種、障害区分等によつて、それぞれ使う教科用図書については、教科書以外に一般の図書なども使用して子供たちの指導などに使えるということを定めております。

のことから、23ページにありますとおり、令和元年8月6日の第12地区教科書採択教育委員会協議会では、四角囲みにありますとおり、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、令和2年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び、小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）採択参考資料、これは令和元年6月北海道教育委員会が作成しているものですけれども、全ての図書を採択し、その中からそれぞれ児童生徒に合った、障害種に合ったものを使用することができるというようなことで、全てを採択するということで決定をしておりますことから、本町においても同じように採択をしていきたいという考え方での提案となっております。

以上で説明を終わります。

○武田教育長　説明が終わりましたので、これより質疑があればお受けしたいと思います。よろしいですか。

（「ありません」と発する声あり）

○武田教育長　それでは、特になければお諮りしたいと思います。

議案第29号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんでしょうか。

(「ありません」と発する声あり)

○武田教育長 異議なしと認め、議案第 29 号は原案のとおり可決をいたしました。

◎日程第 9 「議案第 30 号平成 31 (令和元) 年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果掲載の件」

○武田教育長 日程第 9 「議案第 30 号平成 31 (令和元) 年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果掲載の件」については、その他公開することにより、教育行政の公正または円滑な運営に著しい支障が生じるおそれがある事項に当たりますので、非公開としたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

(「よろしいです」と発する声あり)

○武田教育長 異議なしと認め、非公開といたします。

以下、非公開

◎日程第 10 「議案第 31 号芽室町公の施設に係る指定管理者選定の件」

○武田教育長 日程第 10 「議案第 31 号芽室町公の施設に係る指定管理者選定の件」について説明を願います。

社会教育課長。

○日下社会教育課長 日程第 10 「議案第 31 号芽室町公の施設に係る指定管理者選定の件」について御説明申し上げます。

芽室町公の施設に係る指定管理者制度導入基本方針に基づき、芽室町中央公民館及び芽室町社会体育施設等の指定管理者について、選定を実施しようとするものであります。

39 ページをお開きください。

指定管理者の選定について、対象となる施設につきましては、芽室町中央公民館と芽室町社会体育施設等でございまして、芽室町社会体育施設等につきましては、芽室町総合体育館、以下記載をしてございますけれども、大変申しわけございません、下から 2 行目の有料公園施設と公園施設の間に、芽室西運動広場が抜けておりますので、有料公園施設と公園施設の間に芽室西運動広場、これを追加お願いしたいと思います。申しわけございません。

1 の対象施設については、今申し上げました。

2 のスケジュールについてですけれども、この後 9 月 12 日に指定管理者の募集を開始いたしまして、11 月 22 日に業者決定、12 月 3 日、12 月議会で提案をしようとするものであります、令和 2 年 4 月 1 日の契約締結に向けて進めようとするものであります。

3 の募集要項案についてであります、40 ページ、初めに中央公民館の指定管理者募集要綱案であります。

40 ページの 1 番、施設の概要から、44 ページまで募集に必要な内容をお示ししてございます。現在の指定管理募集要綱との違いについては、3 番の指定期間であります。これまでの指定管理者の指定期間については 3 年ということで進めてまいりましたが、茅室町の公の施設に係る指定管理者制度運用基本方針、これを平成 28 年 11 月に整理をし直しまして、今後の指定管理者の募集に当たっては、その期間を特別な事情がない限り 5 年を基本とするということでありますので、中央公民館の募集に当たっては令和 2 年 4 月 1 日から 5 年であります、令和 7 年 3 月 31 日までというふうに定めようとするものであります。

続きまして 45 ページ、茅室町社会体育施設等指定管理者募集要綱案であります。ここにつきましても申しわけありません、2 行目に有料公園施設と公園施設、この間に茅室西運動広場を追加をお願いしたいと思います。申しわけございませんでした。

45 ページの 1、施設の概要から 49 ページまで、指定管理者の募集要綱ということで、募集に必要な内容をお示ししているところであります、現在の募集要綱との違いにつきましては、1 の施設の概要でありますけれども、ここ一番下に茅室西運動広場が加わったこと。それと、46 ページの一番上、美生川河川敷公園、パークゴルフ場ですけれども、これが加わったことであります。

現在の指定管理者の対象施設については、平成 28 年の台風の被害で、十勝川河川敷広場と美生川河川敷公園については削除されておりますので、この運営について、十勝川についてはありませんけれども、美生川は来年からまた供用を開始いたしますので追加をするという内容でございます。

それと、3 番の指定期間であります。この社会体育施設の指定管理については、先ほどの中央公民館の説明とは異なりまして、特別な事情があるということで 5 年ではなく 3 年間というふうに定めようとするものであります。その特別な事情というのが、プールの建設予定でございまして、令和 5 年 4 月以降にプール建設を予定していることから、来年令和 2 年からの 5 年間の指定管理にするものとして適当ではないという判断に基づきまして、令和 5 年 3 月 31 日までの 3 年間としようとするものであります。

ほかの点についての変更事項はございません。

以上で説明を終わります。

○武田教育長 説明が終わりましたので、これより質疑があれば受けたいと

思います。

○鳥本委員 済みません。ちょっと、パークゴルフ場の有料のところはあるのでしょうか、有料でプレーするところは。ほとんど無料ですか。

○武田教育長 社会教育課長。

○日下社会教育課長 社会教育課で管理をしているパークゴルフ場について
は、全て無料であります。

○武田教育長 ほかにございませんか。よろしいですか。

(「ありません」と発する声あり)

○武田教育長 それでは、特になければお諮りしたいと思います。

議案第31号について、原案のとおり決定することに御異議ありません
でしょうか。

(「ありません」と発する声あり)

○武田教育長 異議なしと認め、議案第31号は原案のとおり可決をいたしました。

◎日程第11「議案第32号令和元年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件」

○武田教育長 日程第11「議案第32号令和元年度芽室町一般会計教育費補正
予算の議案に対する意見申し出の件」につきましては、教育事務に関する
議会の議案について、町長への意見の申し出に関する事項に当たります
ので非公開といたしたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

(「よろしいです」と発する声あり)

○武田教育長 異議なしと認め、非公開といたします。

以下、非公開

以上、本日予定された議事日程が終了いたしましたけれども、委員の
皆さんから何かございますか。

(「よろしいです」と発する声あり)

○武田教育長 特になれば、今後の日程について説明願います。

○事務局 今後の日程について説明申し上げます。

本日配付いたしました今後の日程について、9月教育委員会会議です
けれども、9月13日金曜日11時から臨時会議を中央公民館1階応接室で予
定しております。

内容といたしましては、9月町議会定例会議における一般質問の想定を
しておりますが、複数の質問がございましたら、時間的に夕方に変更に
なるということも一応予定しております。

9月26日木曜日、15時30分は定例会議として中央公民館2階図書資

料室で行います。

その他でございますけれども、9月6日金曜日、芽室町教育研究大会が13時30分、芽室西中学校で行われます。

9月28日、学習発表会、上美生小中合同で行います。

9月29日日曜日、中学校文化祭として芽室中学校及び芽室西中学校で行います。

以上です。

○武田教育長 それでは、以上をもちまして、本日の全ての日程が終了しましたので、第7回の教育委員会会議を閉じたいと思います。

会議録署名 教育長 武田 孝憲

会議録署名 教育委員 鳥本 和宏